

社会資本整備審議会河川分科会（第7回）議事録

平成14年7月11日

1. 開 会

【事務局】 定刻になりましたので、ただいまより第7回社会資本整備審議会河川分科会を開催いたします。

私、事務局を務めさせていただきます でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、お手元に配付しております資料を御確認いただきたいと思います。議事次第の次に委員名簿、配席表、それから資料目次がございます、資料が1から4までございます。資料-1が河川分科会中間とりまとめ（案）、資料-2が中間とりまとめ（案）の模式図、資料-3が中間とりまとめ（案）の参考資料、資料-4がこれまでの河川分科会における主な意見、最後に参考資料として諮問及び諮問理由をつけております。不備がございましたら事務局の方にお申しつけいただけたらと思います。

それから、本日の委員の出席状況でございますが、8人の委員の御出席を予定しております。先生はちょっと遅れるということでございますが、分科会総数10名に対して3分の1以上に達しておりますので、本分科会が成立していることを御報告申し上げます。

それでは 分科会長、よろしく御願ひ申し上げます。

2. 議 事

【分科会長】 本日は委員の皆様には御多用中のところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の議題は、「新しい時代における安全で美しい国土づくりのための治水政策のあり方について」でございます。前回の河川分科会に続いて4回目となりますが、今回は中間とりまとめ（案）について、前回お願いしました起草委員からの御報告を中心として御審議をお願いいたします。

それでは、起草委員を代表して 委員から御説明をお願いいたします。

【委員】 私と 委員と 委員が、前回、起草委員ということで御指名を受けまして、7月1日に3人の委員と事務局で集まり、今まで皆さんからいただいた意見を整理しながら、どのようにまとめていくか協議を行いました。資料-2をご覧いただきたいと思います。

まず問題意識として、従来の治水政策の効果と課題ということで、1ページにございますように、水害・土砂災害の、いわば狭義の治水という分野、それから利水といわれる水利用の分野、それから河川環境の分野に大別して、それぞれの問題、課題、現状等をお評価してみました。それで、従来の施策に対して現在どのような課題が登場しているかということで、(2) 新たな時代の要請と治水政策上の課題として幾つかの問題を検討いたしましたが、自然条件、社会条件、国民意識というような分け方ができるのではないかとということでございます。

それで、従来の施策と現状に基づいて、次にどういうふうに施策を展開していったらいいかということで、2ページでございますが、いただいた課題について議論いたしました。新しい時代における課題というのは1ページで議論いたしました。諮問の「安全で美しい国土づくりのための治水政策」というのをどう考えるか、まず「国土」というのをどう考えるかということでございますが、単に空間としての大地ではなくて、人間や他の動植物が生きる場所であり、その営みも含めたものを国土と考えるということで答申の土台を一応考えてみました。

それから、「安全で美しい」、安全な国土は災害とか、濁水とか、生活環境における安全・安心といったものでありますが、「美しい」という大変難しい課題をいただいて、実はこの分科会ではこの点についてはそれぞれの解釈でやってきたなということで、どう考えていくのかなど。多彩な自然環境とか、自然との共生を通じた個性ある文化・風土とか、地域社会と自然との融合とか、「美しい」というのは価値観の世界でありますので、その地域における住民の意識とか文化といったものを反映したものではないか。個性のある、あるいは地域文化を反映したものというふうに理解したらどうかなということで整理しておりますが、この辺は委員の皆さんの御意見をいただきたいと思っております。

それから、これらに基づいた治水政策立案の視点として目標をどこに設定するのかというと、右側でございますように、それに向かってどんな手続でやっていくのか、どんな視点で進めていくのか、進めていく過程と目標と2つの見方があるのではないかと。これらを合わせてでき上がったものが諮問の回答ではないかということでございます。治水政策も、従来河川行政で治水・利水・環境と分かれていたそれぞれのハード、ソフトを合わせた政策であろうと考えた次第であります。

これらの視点に基づいて皆様方と議論しました結果を、資料 - 4 の1ページでございますが、皆様からいただいた意見を本当のキーワードだけで試みに整理いたしました。治水政策として治水、利水、環境を3列に並べました。それから、安全と美しいを上と下の段に分けて、どういう目標に向かっていくか、目的という視点、それからどういう手続で進めていくかという方法の視点、それから、まだ方向ははっきりしませんが今後進めていく上での課題という3点で整理したわけでございます。皆様からいただいた意見は2ページ以降にございますが、それらをキーワードで勝手ながら整理させていただきました。括弧書きにつきましては、議論には及んでおりませんが、河川分科会で配付された資料で問題と思うものをつけ加えさせていただいております。

なお、分科会では議論ができませんでしたが、起草委員の中で議論したのもも幾つか御紹介しております。例えば6ページでございますが、安全・利水・目的という分野で、安全な水の確保、異常濁水対策、秩序ある水利用といったもの、あるいは安全・利水・方法というところで他事業連携、課題のところでは利水安全度が低下しているという問題についての現状認識等が議論されたわけでございます。

それらを含めまして、一応資料 - 1 のように、これは事務局で整理していただいておりますが、中間とりまとめの原稿をつくっていただいております。本日は、資料 - 4 の主な意見一覧表の中でかなり空欄のところもございます。あるいは皆さんの意見の足りないところも含めて御意見をいただければありがたいと思っております。特に承りたいのは、「安全」と「美しい」というあたりについて我々が整理した考え方、あるいは治水・利水・環境と

いう分け方で一応整理しておりますが、そういう整理で起草してよろしいか、御意見を承りたいと思います。細かい点については事務局から補足していただくとしたしまして、一応起草委員で整理した結果を御報告させていただきます。

【分科会長】 ありがとうございました。

事務局の方で補足されることはございますか。

【事務局】 特にございません。

【分科会長】 それでは早速御意見を伺いたいと思います。各委員から御質問、御意見等がございましたらどうぞお願いします。

【委員】 起草委員の中で議論したところについて細かく説明いたしませんでした。6ページでございますが、水利用についての問題意識として、安全な水の確保というところでございますが、今、流域活動によってさまざまな物質が河川水の中に混入してきている。特に現状の水利用は、例えば下水道の排水口の下に水道の取水口があるということ。取排水体系というのは歴史的な結果として存在しているわけですが、それらが今後の水利用あるいは人間生活にとってどういう問題を引き起こすのか、予断を許さないのではないかと。ダイオキシンとか環境ホルモンというのが大きな話題になっていて、今後の治水対策、特に水利用を考えていく上での課題ではないかと。安全というと治水の問題に限られておりますし、水質というのは河川環境という分野で整理しがちですが、人間社会の安全を確保していく上で大きな課題ではないか。

それから異常渇水のところで、最近、少雨化傾向によって雨が少なくなって河川の安全度が下がっているということが一般的な理解であります。実際には、非常に安全度が低いまま設定された水利権、慣行水利権が主であります。その後水源手当てをし費用負担をした上で参加した水利権も、同じ川の中を流れているということで、計画上では5年に1回とか10年に1回と言っているが、はるかその前の段階で異常渇水という現象になってしまっていると。つまり、いろいろな安全度の水利が同居している結果、計画している安全度の段階以前に渇水になってしまうと。

極端な例を言うと、高速道路というのは自動車を通すために専用につくっているわけですが、そこに歩道が併設されたような状況で、車道の中に人間が入り込めば本来高速道路として通るべき車が通れないというような、ちょっと例えがおかしいかもしれませんが、いろいろな安全度が同居しているがゆえに引き起こしている問題があって、これらも水秩序あるいは水利用の上で大きな課題ではないか。秩序ある水利用ということも今後の課題ではないかということが議論されました。

事務局からは主に治水と環境ということで、過去2回議論したわけですが、水利用の件については皆様の御意見を承っておいた方がいいのではないかとということで、起草委員としては項目に加えさせていただいております。

【分科会長】 そのほかに御意見ございませんか。

【委員】 まとめ方のことですが、今御説明いただいた「河川分科会における主な意見一覧表」、これは課題の整理ということだと思っております。もう1つ軸があるとわかりやすいという感じがします。そもそも美しい国土、安全な国土をつくる上で治水政策をどうするかということでもあります。もう1つの軸も治水、本流の治水になると思っております。例えば治水を実現するために流域において森をしっかりと残すとか、流域において住宅の建

て方をこうするとかいうのが出てきたときに、そういう基本的な治水の大綱というのが利水や環境や美しさにとってどういう効果があるかという整理ができるような柱が立ってこない、しっかり構造化されてこないかなという気がするんですね。

五全総で地域的な諸施策を統合するために流域というコンセプト、枠組みを使って、協議会のようなものを作っていくんだということが書き込まれているわけですが、受けるとすればこういうところで本格的に受けるしかないと思うんですが、それをするためには、何かやるとそれが多機能的になって、利水にも環境にも安全にも美しさにもこういう波及効果があります。利水のためには何が必要、環境のためには何が必要、美しさのためには何が必要と一方で整理をしておきながら、最終的なまとめは河川の施策として、例えば治水、こういう方策をとったとしたら、それが利水、環境、いろいろな機能を含めてこういう安全な国土づくりにつながっていく、いろいろな機能を通してこういう美しい国土づくりにつながっていくというような立体的なまとめになるのではないのかなと思うんですが。

【委員】 実は、治水、利水、環境と分けるときも議論いたしまして、これは相互にダブっていると。治水と利水がダブっている場合、利水と環境がダブっている場合、あるいは3つともダブっている場合、いろいろあるだろうと。したがって項目整理では若干ダブリ掲上させていただいて、最後のまとめのときはその辺は十分踏まえて書かせてもらおうと。一応現状、課題の認識としてはえいやで整理しましたので、落ちこぼれがあるのか、あるいは意見が逆な場合もあるでしょうけれど、一括載せた上で、最後のまとめのときは、例えば治水だけの問題ではなくて全体に及ぶ問題はそういう書き方をしたいと思っております。

例えば「他事業連携」なんていうのはあちこちに載っていますし、森林の効果は1カ所だけでしたっけ。とすれば、いわゆる純粋治水の方にも森林の効果は載せた方がいいと思っています。これはかなり大胆に整理しましたので、お話のように書きたいと思っています。

【分科会長】 ほかにございますか。

【委員】 今伺っただけだと問題が難しく、どういうふうにお答えしていいのかよくわからないので、気がついたところだけ申し上げようと思うんですが、言葉の話で、資料-2の2ページ目に「国土とは」という定義があるんですが、単に空間としての土地を指すだけではないという言葉があるんですが、私の理解では最近、土地所有権の話がありましたが、土地所有権の話だと歴史的にも権限的にもかなり縛られているところがあって、自由な領域をつくりたいということで「空間」という言葉を使うんですね。だから、ちょっと「あれっ」という感じで、大地としての土地だけを指すのではなくて、人間や他の動植物が生きる有機的な空間でありみたいない感じで、いい意味で使いたい、将来的なものとして「空間」という言葉を使う方が落ちつくのではないかなと思いました。

それから、柱としては「安全な国土」と「美しい国土」となっておりまして、これはこれでとてもわかりやすいんですが、恐らく両方にかかわってくる話がいわゆる縦割り行政の是正みたいなところで、安全性の問題についてもいろいろな事業間の連携みたいなことがあって、まちづくりとか河川管理というものがちゃんと連携していった方がいいということもあるし、美しさということについても同じように緑地の保全とか水質の話とかいう

ことで、それぞれ全く違うと思いますが、2つの領域で大きな柱としてあっていいのではないかなというのが2点目です。

それからもう1つは、先ほど水質の話で、例えば飲み水にダイオキシンが入っていると環境ホルモンの話があったんですが、これは国民の1人としては非常に恐ろしい話で、どこかで何とかしてほしいという気持ちが強いんですが、水質の話を「安全な国土」の中に入れてしまうと、水が安全じゃないということで、日本というのは何て恐ろしい国になったんだろうかという感じがするので、安全な水の話そのものは、この2つの中に入るといよりは、もう1つ大きな、別の筋立てで問題設定をした方がいいんじゃないかなという感じがいたしました。

【委員】 実は、どういう国民生活にしていったらいいのか、例えば水道の蛇口の水は飲まないという文化にしていくのか、日本は一応蛇口の水は飲めるという前提にしていますし、それを残していくんだとすれば、水道の水源の上に下水道の排水口があるというのは将来の治水政策としては解消していくと。時間はかかるかもしれませんが、そういうのも大きな柱としていいのではないかと。これは水害あるいは洪水等の安全とは異質ではありますが、地域社会のための安全としては別な面では大事なことはないかと。おっしゃるように、日本の水は全部飲めないのかということになると、そういうことではありませんが、そういうインフラも大事なのではないかと、考え方としてはあるのではないかなということ意見として取り上げたわけです。

書き方については、どういうふうにしたらいいか、マスコミの皆さんの受け取り方もよく考えながら書かなければいけないと思います。

【委員】 よくわからないんですが、「空間」という言葉が、新しくてしげらみがない言葉なんですね。それと同じように飲み水の安全性というのもしげらみのないところで議論していかないといけないような大きい話じゃないかなという印象があるんですね。

【委員】 関連して、さっきの水質リスクについてですが、従来も「水源関連2法」と称して水道水源を安全にするために河川と下水道が連携して仕事をするという法律ができていますよね。もう10年ぐらい前かな。河川行政でも水質は非常に重要なので……。先生が別の柱とおっしゃったので、別な柱じゃなくて、従来もそういう問題意識はあったと。

取排水体系というのは、水道水源2法あたりで扱えるのかどうか、あるいはもっと新しい柱を立てなければいけませんかとか、その辺を質問したいんですが。

【事務局】 でございますが、水道水源法の2つの法律につきましては、水道取水点よりも上流に入ってくる水の水質を改善するための下水道事業の促進といったことが主になっている法律と、その上のいろいろな排水を規制する法律と、2つになっているわけですが、取排水のシステムを変えるというところまではイメージしてないんですが、下流の上水道取水者が上流に要請をしていくということで、できないわけではないんですが、今のところその受け皿がないし、具体的にそういうものが起きてはいないということでありまして、考え方が全く今までなかったわけではないんですが、まだ具体には起きていないと、そんな状況でございます。

【委員】 やっぱりまだわかりにくいんですけど、私の感覚だと、ここで書かれている環境というのは、治水・利水と並べば河川環境のことというふうに限定するほかないわけで、

治水・利水・環境と並べたら河川空間をどう管理していくかということ、水量・水質をどうしていくかということが入るべきものだと思うんですね。もしこう並べるならば。しかし実際には治水も利水も河川の環境も流域で考えなければいけないということが自明のことになっているわけですから、治水を達成するために流域で一体何をやるのか、あるいは河川管理者として期待するのか、利水を実現するために、河川空間だけじゃなくて流域で一体何をやらなければいけない、よその部局も含めてやってもらいたいと期待するのか、きれいな水が流れて、アユが泳いで、子供たちが川辺で親しめてというよい川辺の環境を実現するために、周囲に森や畑や、都市も、どういう流域の構造がなければいけないのか、そういう立体的な構造になってくると僕は思うんですね。

だとすると、河川管理の側から流域に何をしてほしいのか、流域において何をするのかということが縦軸に入っていないと極めてわかりにくいというのが私の意見で、そのときに、利水で軸を立てるか、環境で軸を立てるかということ、やっぱり本流の治水で軸を立てて、治水安全度を高めるために流域でこういうことをしなければいけない、それが利水にはこういう効果、環境にはこういう効果、よって国土の安全に考究する、国土の美しさに考究するというような、もう1つ縦がないとやっぱりわからないなという気が私します。

例えば治水ということで、被害最小化で「地下空間での浸水対策」とぼっと書かれるわけですが、各論としてはこれが都市域にとって重要な課題の1つとは思いますが、こういうふうに立っちゃうと「安全で美しい国土」というところまで引っ張っていけるのか、1つの例として書かれているのかもしれないんですが、随分気になります。どこかに、僕はよく言うんですけど、「健全な流域の構造」とかいうことをビジョンして、どういう流域の構造、都市の構造も含めて、誘導するのかというあたりがシャープに切り込まれていないと、陰影のはっきりした方策になってこないところがあるんじゃないかな、書かれる方がすごく苦労するんじゃないかなという気がします。

例えば環境についても、この書き方だと治水・利水と並んでいますから、この環境は何と言われたら流域のエコロジカルネットワークなんていうところまでは書きようがなく、河川環境、河川空間と水量・水質と書くことになっちゃうんじゃないかな。流域はどこに行くのかなと、そういう困惑があります。

【事務局】 資料 - 4 の1ページは、今までの河川分科会あるいは起草委員打ち合わせの中でいただいた意見を一応こういう軸で整理したという形でございまして、この整理を受けて、先ほど 委員から御説明がございました資料 - 2 の中間とりまとめ(案)の2ページの左下の丸でございまして、治水政策立案の視点ということで、流域の水循環系からの視点あるいは地域社会と河川とのかかわりを見ながら治水・利水・環境の政策を立てていかなければならないということをお願いしております。

さらに具体的には、3ページ以下が主要な施策展開でございまして、委員がおっしゃられたことに関連いたしますと、3ページの左上、流域・氾濫域での対応を含む効果的な治水対策の実施ということで、流域の土地利用あるいは都市計画、下水道等との連携の話をお願いしておりますし、美しいという意味でいいまして、4ページの(2)でございまして、流域の貯留浸透によるうおいのある川とか、流域の土砂管理という形でおまとめいただいております。委員がおっしゃるような、どういう因果関係があってという

ころまでは行っていない部分もあるかと思えます。

【分科会長】 ちょっと私から伺いたいんだけど、下水道ポンプとの運転調整の問題で、必要ということに別に異存はないけれど、これをやるとなると、はっきり公表をすべきなんでしょうね。こういう状態になったら下水道のポンプ場は運転を休止しますよと。その結果、内水排除ができないから皆さんの家屋は程度の差こそあれ浸水する可能性があるかと、こう言わなければいかんでしょうね。それは下水道管理者と河川管理者とが検討の結果こういう結論に達したと。これを公表した場合、相当反応がきつかると思うんですが、どうですか。

【委員】 そこで、これが他事業連携に及んでくるんですが、今まで都市下水路にポンプ場をつけてすぐ川に吐き出していました、ポンプ場にはある程度の遊水地といいますが、一時的な貯留地みたいなものが必要だと。それを河川でつくるか下水道でつくるか、今まで都市下水路までは、あるいはポンプまでは下水で、ここからは河川と言っていたのを、連携しながら、住民が納得できるようなものを施策に織り込んでやっていかなければいかんのではないかと。最低限そういう設計まで取り込むように、ポンプを採択する段階から考えていくと。

極端なことを言ったら、今まで都市公園は水につけちゃいかんと言っていました、住宅よりは都市公園の方が、一時的に……。そういうことも事業連携の中で実現できるのではないかと。いきなりここに取り込む前に、事業間の連携である程度解決できる方法もあるんじゃないかなということなんです。

【事務局】 担当室長の が出水対応で遅参しているのですが、私が報告を受けているのは、名古屋で東海水害のとき、破堤したのに上からポンプがどんどん吐いていた。それは耐えられないということで、地方自治体と河川管理者で、ある水位に達したらポンプをとめるという協定ができて、それはオープンになっていたはずで。そのとき、それでもし浸水した場合は、下水道管理者は市町村長になるので、市町村長が受けていくのは大変なので、河川管理者も国賠法の責任で共通で受けていこうじゃないかと。責任を僕たちもとっていこうじゃないかという方向で、どうやって整理ができるか詰めているところだと思います。担当の室長が下にいますので、詳しいことをお話しできませんが、そういう方向に、オープンな形で、私どもも責任をとっていこうという方向になりつつあります。

【事務局】 と一緒に下水道の方と勉強会をやっております でございますが、いわゆる都市雨水というのが東海豪雨で見られますように近年の災害の特徴でございます、従来、河川管理者、下水道管理者ということでそれぞれ公物管理者という立場だけで設計・計画していたところがございまして、計画段階あるいは管理まで含めた事業間の連携をすることによってより効率的な 例えばポンプをとめるということだけであればそこに水がたまるといってございまして、内水対策自体の規模であるとか、中小洪水で河川水が低い場合にはポンプをつけることによって内水排除が推進できることもありますし、大規模な出水においてトータルとして見てどういう減殺措置を講ずればいいのか、そういったことをお互いに計画段階から管理段階まで含めて具体的な事例をもって、一方で技術的な勉強をしておりますし、一方で流域全体から見て大きな目で治水というものを、どうあるべきかということをお互いにあわせてやっております。今勉強しているところでございますが、そういった状況でございます。

【委員】 今の点なんです、国賠で河川の方も責任を分担していこうという方向があるとおっしゃられて、そうかと思ったんですが、それは具体的にはどういうことになるんでしょうか。河川局の予算を回すとか、そういう話になるんですか。

【事務局】 予算とかそういうことではなくて、具体的にどうかという話は別なんです、仮にそういうことを問われた場合には、それはそっちの話だと逃げないで、共同で対処しよう。責任があるかどうかという話は別として、あるとしたときに片方だけに負わせない。そのためには協定に基づいて行うことを決めていきましょうという趣旨であると思います。負っていこうという意味ではなくて、問われた場合には共同で引き受けようという考え方だということです。

【分科会長】 水害になったからといって直ちに補償しようという決心をしているわけではないでしょう。補償するケースかどうかというのは別な話だけど、どっちかだけという押しつけ合いはしませんと。

【事務局】 例えば片方が被告になった場合には訴訟参加していくとか、そういう意味です。

【委員】 それで敗訴したらどうするんですか。

【事務局】 それはその時の話で。

【委員】 ただ、流域単位での治水ということであれば、過去の事例を見れば河川がちゃんとできていれば排水できたわけですから、ということになると、今のところは大もとの責任は河川にあるという仕組みになっていますよね。それにしても主従の関係が本当はあるんじゃないかという感じが私はあるんですね。

【事務局】 いろいろなケースがあると思うんですが、例えば上流・下流という関係で、上流の内水対策でポンプでどんどん排除していく。そのために下流にもっと大きな被害が出てくるとときにポンプでの排水をとめてもらう。逆に言いますと、ポンプ設備を使わなかったことによって上流の方で被害が出た場合に上流の下水道の管理者が上流の人たちから責任を問われる。そういうことに対して、流域全体の立場から河川管理者が要請したものだという点において、知らない顔をするのではなくて共同で対処していこう。こういう姿勢で行こうということでございます。

【事務局】 もう1つ、下流の河道の改修がもっと進んでいたらポンプをとめないでよかったんじゃないかと、そういうことを言われているんでしょう。それは、改修の進捗の遅れに我々の責任を問われるような原因があったら我々は責任を負わざるを得ないですね。財政的な制約とかいろいろな制約があるわけですから思いどおりにはいかないですね。それ以外に説明力のない原因で遅れていたら、それは問われますよね。

【委員】 川の場合は自然公物ですが、下水道の場合は人工公物という変なドグマーティクがあるもんですから、下水道管理者だけが不当に責任追及される仕組みになっちゃっているんですね。そこが非常に不合理で、かわいそうな状況にあると。大もとから言えば、下水道施設なんていうのは川に比べれば小規模なものですから、流域管理というか、水の管理をちゃんとしていくということになると川をちゃんとしていかなければいけませんし、自然公物、人工公物は相対的なものですから、全部つながって水管理をしていくということになってくると川が基本で、ちゃんとしなければいかんという話になっていて、お願いしてとめてもらっているわけですから、責任があるのは当然のことで、具体的にどう

という形で問われるかということになると、国賠というのであれば最後はどうやってお金を払うのかという話になるわけで、私は役所内部のお金のやりとりがどうなっているのか全然わかりませんので、それでお伺いしたかったということでございます。

【事務局】 今までのところ話題になっているのは、先ほど来、 が答えているようなところが……。もっと大きな意味では、先生が言われたような下流の河道改修のおくれとか、そういった問題も含まれますよということでございます。

【事務局】 一般的に複数の官庁の責任が競合するような場合に国家賠償法上の責任をどう負担し合うかというのは、決まったルールというのは必ずしもないんです。個別に、責任を問われた内容を両者で検討して、協議の上で負担割合を決めているというのが実際の運用でございます。

【委員】 今のことで質問していいですか。

例えば鶴見川の総合治水などですと、流域対策と河道の対策と低地の対策と、総合治水は基本的にそうなっていると思うんですが、低地の対策の中に内水氾濫を起こすようなところではあしななければいけない、こうしなければいけない、ああしてほしい、こうしてほしいということが書いてあって、ポンプの調整の話も重要な問題として入っているんですね。それを今は河川管理者が言っているわけですが、今のお話を厳密に詰めると、河川管理者はそんなことを考えている暇があったら浚渫をやって、もっと堤防を高くして、ポンプ排除の調整なんていうことを考えないでいいようにしろというのが下水道の正しい意見ということになるんでしょうか。

何となくそうなるような気がするんですけど、総合治水ということで、内水氾濫をここは起こしますよ。起こったらこのぐらいの水深になりますよというハザードマップを鶴見川は出しているんですよ。あの水深がポンプ調整した結果の水深なのか、全くしない水深なのか、よくわかりませんが、ポンプをどう調節するとどうなるかというのを今、水マスタープランでやっているところですから、話を聞いていると随分危ないことがあるなという気がして、もしそうだとすると鶴見川あたりはすぐに何かしないと怖いですよ。啓発活動なんかやっている暇はないんで、土手を高くする仕事をすぐにやれと言わないといけないような気も……。半分冗談で言っているんですが、内水氾濫を起こすところが上と下で変なポンプのやりとりをしちゃうと大変になるというあたりは、構造がはっきりしているわけだから、それを踏まえて下水道と河川と一緒に総合的に計画を立てるほかない、最初から共同責任でやるほかないという流域が、特に都市域の一番大変なところでいっぱいあるんじゃないですかね。そういう感じがしました。

【事務局】 実は、大阪で平野川に吐く下水のポンプを河川管理者の要請で下水道がとめて、そのために周辺の住宅がつかったという裁判が昔あったわけです。そのときに、とめるのを要請した河川管理者については責任なしと。それを受けてとめた下水道管理者が敗訴したわけです。そういう前例があるもんですから、個別に言いますとなかなか下水道管理者はポンプをとめたがらないと。とめれば負けますから。今はそういう状況なんで、それではいけないと。流域全体を守るために下水道のポンプをとめるということに対して、もし裁判になった場合は河川管理者も前へ出ていって下水道と一緒に責任をとりましょうというのが次長が言った話でございまして、それをもう1つ進めるためには、下水道のポンプをとめたときに有害な浸水が起きないように、例えば下水道の管路の途中で水をため

るとかいう施設も河川と下水道と一緒につくっていいんじゃないかということも考えております。

【分科会長】 何かございますか。

なければ私から、今の関連の話だけれど、昔は河川は、委員がおっしゃったように自然公物だといって、道路のような人工公物とは違うと、国賠の訴訟を起こされたときに主張していましたね。河川というのは雨が降ったら流れて入ってくるんだから、道路交通をとめるようにどこもとめようがないから被害を回避する手段がないということを主張していたと思うんです。それが、たまたまポンプがあるばかりに、とめる手があるということで河川管理者が要請する正統理由があるという説明なんですか。

ポンプがなくて自然の勾配で流れてくるものは、下水道がダムみたいなものをつくってとめるということは言えないでしょうね。川の性格として言えないんじゃないかと思うんだけれど、それも言えるという考え方なんですか。

【事務局】 今の判断は別にして、昔の平野川の裁判のときの裁判官の考え方は、分科会長がおっしゃったように、河川は自然公物でどうしようもないと。下水は人工公物でポンプがあるんだから、それをとめることがあり得るということを事前に予測して、とめた場合にどこがつかののか、つかないためにどうするのかは下水道として考えておかなければならないと。それをやらずに人家がつかったから下水道は責任があるということで敗訴したわけですが、これからは河川、下水道ということではなくて、都市域全体の安全度を高めるということで、河川は自然公物だから知らないよという話ではなくて、両方で共同してやっていこうというのが今の考えです。

【事務局】 でございます。今災害対応をやっているものですから、途中から駆けつけまして申しわけございません。

今の平野川の話も含めてちょっとお話をさせていただきたいのですが、平野川というのは寝屋川の支川になるわけですが、ここで河川がハイウォーターを越える状況で下水道のポンプを停止させるということをやって、それが裁判になって下水道だけ敗訴したそうなんですが、敗訴した理由ですが、河川は必要があつてとめるということは一種の合理的判断でもあるので、それは瑕疵は問われなかった。下水道も、とめること自体を瑕疵だととらえられたわけではなくて、そのときの降雨を解析してみると、その下水道の流域だけを取り出してみると計画で想定している規模の中にある雨だったと、こういう整理になっておりまして、計画を超えるようなとんでもない雨が降ったからやむを得ずということではなくて、下水道から見ると計画の中であった。計画の中であったものが外に吐き出せない。吐き出せないのは河川の方がそこまで整備されてないからということなんですが、その段階で、簡単に言うと下水道の方が能力の大きい施設を整備すると。そのことがわかっているのであれば、とめざるを得ない事態が生ずることもわかっていたはずだろう。わかっていたのだったら、補完措置としてとめたときに水をためる調節池をつくるとかいうことができたはずじゃないかと。それを怠ったのが不作為だということで敗訴したということでございます。必ずしも自然公物、人工公物ということだけではなくて、危機を回避できる手段を持ち得て、それが行使し得る状況にあったかということが論点になったのではないかと思います。ですから平野川の裁判でも下水道の流域の雨が想定を超えるような大きなものであれば、また違った判断になったかとも思われます。

いずれにしても答えは同じなんです、河川と下水道と一連になった計画論で考えていかなければならないというはそのとおりですので、今、下水道部と委員会をつくって、まず計画論を整合させるための技術的な考え方、基準を整理していくということで、専門の大学の先生等にもお願いして議論をさせていただいているところでございます。そういった状況でございます。

【分科会長】 平野川の判例は確定したんですか。

【事務局】 確定しております。

【分科会長】 それは控訴しなかったんですか。

【事務局】 そこまで記憶にないんですが……。

【分科会長】 上まで行って確定したわけではなくて、1審判決でなっちゃったんですね。

【委員】 そのときの事情をいろいろ聞いてみますと、大阪府が河川管理者で、大阪市が下水道なんですね。当時、大阪市の下水道普及率が97か8%と。だから市長のためにもあと二、三%で100にしたいというのが非常に強かったと。平野川に落ちてくる都市下水路をもし整備しなければ下水路の整備予定区域のあちこちで小さな氾濫だったろうけれども、それをすばっと整備してポンプ場まで持ってきてしまったので、侵かった人たちから見れば都市下水路を整備していただかなければもうちょっと少なくて済んだという認識があるようで、また、お互いの連携も、裁判になっても余りよくなくて、細かい論理の中で裁判所から見ると相矛盾するようなことを言っていたんだと思うんですね。共同で一生涯懸命やっていれば裁判の結果ももうちょっと変わっていたかもしれませんが。

【委員】 行政が瑕疵を問われるというのは予見性の問題なわけですね。予見性の範囲と質というものをどうとらえていたかという問題なんじゃないですかね。どうなのでしょう。僕は法律のことはよくわからないんですが。

【委員】 予見性と、それに対して回避可能な手段があったかと。河川の方は予算も不足だから、予見はできても回避できなかったということだと思えますけど、下水道の方は予見可能性がたつせなかつたんでしょうね。ポンプ場までつくっちゃってやっていますから。

一覧表と書き方の問題の御議論がありまして、手早くですけれども、事務局につくってもらって、資料-2の3ページと4ページに、御理解いただければこういう案が原形としてあり得るのではないかとということで一応編成してみました。3ページが安全で安心できる国土づくり、4ページが美しい国土づくりという形でございます。

それから、先ほどお話がありましたように治水・利水・環境ですばっと分けてしまうのもいかがかということで、ここではできるだけ共通の話題で整理して中間まとめにしようかなと書いております。安全で安心できる国土づくりの方では流域といった視点からの治水対策、それから事業そのものの対応、ソフトの方の問題、そのほか安心できる生活環境、地球規模の今後の課題、危機管理といった課題で各項目を整理しております。今後の課題といった問題も、皆さんとの議論の中ですぐにできる施策、あるいは今後の研究課題といったものも含まれております。それから美しい国土づくりの方では、自然環境を含めた自然再生への取り組み、それから水循環といいますが、そういった面からの川らしさ、水辺の問題、地域の問題、環境学習、適正な河川利用、それから河川環境の目標を設定しては

どうかという議論がございましたので、大きな判断でこういうふうに整理いたしました。

それで、きょう資料 - 1でお渡ししてありますが、試みに書けばこういうことになるだろうということで一応文章を書いてありますが、1ページでは従来の施策で水害・土砂害の問題、2ページで水利用の問題、河川環境についての従来の経緯を踏まえて、3ページの(2)では新しい時代の要請として従来とは違ったどんな問題が登場しているか、自然条件の問題、社会条件、国民意識といった面からあらわしております。

それから、5ページでこれからの治水政策のあり方についての基本的考え方として、国土の定義。これは先ほど御意見がありまして、ちょっと修正しなければならないと思います。それから「安全」と「美しい」というのをどう理解するか。美しいということについては、ここにはずばつとは書いてありませんが、地域の特性というか、河川文化というか、つまりは地域合意の中でつくっていくようなものが美しいという定義となるんだろうかなと考えておりますが、御議論いただきたい。それから治水政策立案の視点、どういう目標を持っていくのが6ページでございます。それから、それを進めていくに当たっての視点が7ページ。

それで、先ほどの3ページにありました安全で安心できる国土づくりが8ページから、13ページが美しい国土づくりということで、書き方としては治水・利水・環境を全く分けて書くということではなくて、こんな書き方ではいかがか、あわせて皆さんの御意見を承りたいと思います。

【委員】 今のとも関連するんですが、河川分科会における主な意見の一覧表というところを見ると、私自身にも責任があるんですが、治水の美しいというのと、環境の安全、一番世の中が今河川局に求めているのは、美しいということと治水をつなげたことをもっとストレートに言うことかなとさっきから思っていて、それが何なのかずっと考えていたんですが、そうしましたときに、案の5ページの美しい国土づくりの美しさの定義なんですが、近藤さんは地域の合意というお話をなさいましたが、そこは結構危険だなと思うんですね。地域の合意形成の過程にもよりますし、もちろん人にもよるんですが、地域の合意というものが美しさと直結するかというと、ものすごくミスマッチな、普遍的な美というものの価値観からかけ離れたものが突出してできているケースがかなりあるものですから、といて、これはセンスみたいなものに関係するところなので、絶対的には言えないと思うんですね。極めて主観的なことなので、これまで河川の周辺でいいと思ってやってきたことがとんでもないものもつくっているということを考えると、美しさというところに対して普遍的なシステムみたいなものをつくるのも大変だと思うんですが、今までののがよかったとは言い切れないと思います。河川局が少しでも考えているならば、何か仕組みがないと、ただ合意に任せたり、感動を与えとか感性に訴えるといっても、ひどい感性の人に訴えると本当にとんでもないものができてしまいますからね。この辺がひっかかると思うので、くさびを1本打ち込めたらいいなと思って聞いておりました。

前から時々話題になっていますよね。地域の工事事務所の所長のセンスを磨くことが先決だという話がいつも出てきているんですが、徐々によくなってきているとは思いますが、ここだけ主観で流すのがちょっとあいまい過ぎるかなという気がいたしました。

【委員】 起草委員の中でもここは大いに議論になったところでして、本当に安全で美しい国土づくり、その後に治水政策がなければ、道路政策でも都市政策でもみんな通用する

と。「美しい国土づくり」というのはいいキーワードだと言いつつ、非常に主観的なものですから、ぜひ委員の皆様のご意見を伺おうではないかということでありました。

諮問文を見ると「美しい」に関連するキーワードが余り残ってないので、「美しい」というそのものの言葉よりは、主観的というか、極端なことを言うとそれぞれの地域の皆さんのセンス、地方文化、地方文化ならその地域の皆さんの合意ということになるのかなというようにことでそう申し上げたんですが……

【委員】 だとすると、地域の合意の中に景観とかデザインとかいう言葉が入ると、力のある人だけで合意形成したのではないということが判ると思います。そうするかしないかはそれぞれの地域の問題ですが、小さなバリアをつくっておいた方がいいかなという気がします。

【委員】 これはぜひの皆さんの御意見を伺った方がいいなと。事務局もむしろ委員会の意見を聞きたいということで、余りはっきりしたものを書いてなかったんだと思います。

【委員】 あるいは、環境に行っているものを、ちょっと視点を変えて治水の方に入れるということはできるんじゃないかと思うんです。

【委員】 余りにも抽象的で……。英語でいったら何なんでしょう。「美しい」は。単なるビューティフルじゃないな。

【委員】 インパクトとしては「美しい」があるのがいいと思うんですよ。「安全」というのは、ある意味では当たり前だろうとみんなが思っていることです。「美しい」というのは自分がその主観的な問いかけの中に参画しないと得られない境地ですから、これはここでうたっておくのはとても意味のあることだと思うんですが、少し無理でも、この段階では環境から移していった方が、地域に対するガイドとしてもいいんじゃないかなという気がするんです。

【委員】 解決策があるわけではないんですが、1つの事例をお話すると、鶴見川の中流域で土手の高水敷側のところに外来植物が繁茂しちゃってどうしようもない。本来のオギとかがみんなやられてしまうので、神奈川県から了解をもらって数千平米草刈りをかけて、オギ、それからハナウドなどを戻してという作業を一生懸命やっているんですが、そのちょっと下手のところに市が尾というところがあって、その土手筋にコスモスとか、そういうのをたくさん植える人たちがいるんですね。完全に意見が対立して、ハナウドの咲く、オギのあるところこそ美しいと確信する人たちと、それは田舎の風景であって絶対にだめなんだと。「田園の憂鬱」ですか、あのあたりらしいんですが、そういうものを喜ぶ人がいるのが信じられないという奥様が大笑して、とにかく花を植えると、全く非和解決なんですね。

差し当たりは、区役所やなんかに近いところはコスモスやなにかを植えてもいいです。でも高水敷まで侵入してこないでくださいと。緩衝地帯がかなりあるので大丈夫なんです。が、実態はどうかというと、自然域を回復している人たち、草刈り人の1人が僕なんです。定期的な管理をするんですが、その時その時はやりの植物を植える人たちは、植えてあきちゃうと捨ててしまう。繰り返し繰り返し、あれは園芸屋さんのためのリバービューティー運動だなというのがありありで、しかもそっちには大量の予算がつくんですね。自治体が緑化とかいって苗をどんどんくれたりするんですよ。

川にとって美しさとは何かとか、美しい風土とは何なのかという根本問題を本当はどこ

かでしっかりやっていないとイケなくて、いろいろあるんですが、それが見えるような構造をつくらないといけないんだと思うんですね。それなしに「美しい」と言っちゃうと、場所によっては、今予算を持っていて発言権の大きい人がとんでもないことをやり始めますので。川辺というのは特にそれが起こりやすいところかと思えます。

【委員】 今の美しさなんですが、本当に難しいんですが、「美しい」という言葉はぜひ残したい。それは開放血管系の未来指向の概念ということでセットしておいて、美しさといった場合には差し当たりは外見の美しさ、草を植えるか花を植えるかは別にしまして、3面張りの川をつくるよりは草があったり土があった方がいいというような外見の美しさというのが1つありますよね。これは先ほど言われたデザインとか景観ということで、ただ、デザイン、景観だけでは全然足りなくて、それは従来もそれなりに配慮してきた部分で、もう1つは主観的な美しさになるんでしょうかね。

主観的な美しさというのは、恐らく発想の柔軟さとか、手続の柔軟さとか、いろいろな諸利益が対立してあるわけですが、それがどういうふうに柔軟に、予定調和的にきれいに、みんながそれなりに納得できるような形で調和できるか、私はこれは行政手法の問題で、あらかじめ美しい絵がかけているわけではなくて、美しい絵をかこうという過程がこれからは大事みたいな話で、美しさという言葉を生かしていくとすると、制度設計の中に手続の開発といいますか、手法とか、きょうの河川分科会のやり方も非常に新鮮で大変よろしいと思っております、楽しくお話を伺っているんですが、こういうことを1つずつ積み重ねていくというようなことを1行、2行書いてみるということじゃないかなと思います。

ついでにお伺いしたいんですが、この文章は、私は最初予算の概算要求で使うというお話を伺ったんですが、これはどういう形で利用されるというか、活用されるのかお伺いしたいのと、仮にそういう形で使っていくとすると、この文章のどこら辺をどういうふうにお使いになるのか具体的に教えていただくと、私は予算過程に関心を持っておりまして、個人的な関心を含めてお伺いしたいんですが。

【事務局】 具体的には、予算上とりあえず使いたいと考えていますのは、資料 - 1 の8ページ以降、目次でいいますと主要な施策展開という中で、例えば安全ですと大きくは流域・氾濫域での対応を含む効果的な治水対策の実施、その中で総合的な治水対策だとか、先ほどから話題になっております下水道との連携だとか、流域での貯留浸透施設、こういう中で来年度の予算要求に、こちらの方の調査精度の熟度もございますので、使えるものは使っていきたいと考えております。

もう1つ、毎年毎年の予算要求ではなくて、中長期的な河川局の行政の考え方としてどういう方向でやっていくかということにつきましては、資料 - 1 の、「はじめに」はどちらかという課題が述べてありますので、今御議論いただいております5ページからの新しい時代における安全で美しい国土づくりのための治水政策のあり方についてという部分で、河川局の行政の中期的な方向の参考にしていきたいと考えております。

【分科会長】 国土交通省としては、五計は一斉に要求することになっているんですか。まだそこまで決まっていらないんですか。

【事務局】 まだ議論をしている最中でございます。

【分科会長】 要求しないということもあり得るわけですか。

【事務局】 河川局の考え方というより私の考え方、議論しているんですが、国民にわか

りやすい中長期的な計画を示すということは責任じゃないかと。単年度ごとの思いつきで予算要求をするというのはよくないんじゃないかということで、河川局は中長期的に見てこういう方向を指向しているよという長期計画はぜひとも示したいと思っておりますが、決定的に違うのは、今私どもが考えておりますのは、アウトカムで表現していこう、国民にわかりやすい形で表現していこうということです。

具体的に申しますと、堤防の整備率を今後5カ年で55を57にしますとか、それは一種のアウトプットなんですけど、河道の整備率55が57になったって58になったって国民には全くわからない話なので、例えばこの地域の浸水区域1万世帯を3,000世帯にしますとか、そういうアウトカムを出していこう。今は浸水の実例でございますが、堤防の整備率ということではなくて、一般の国民にどのように被害が軽減していくかということを知りやすく説明していこうといった瞬間、きょうの御議論をずっと聞いておりましたが、河川だけではとてもできないんで、行政全部のタイアップになってくるわけです。これが非常におもしろいところであり、従来のやり方とは違うことをやらないとアウトカムができないというところに今立ち至っております。きょうの先生方の御意見を受けて、こういう御意見を受けたから僕たちはその難しさを乗り越えなければいけないと、省内で動き回らなければいけないときのエネルギーにしていくしかないのかな、そういうアドバイスを私どもはもらっているのかなという状況に立ち至っております。

【委員】 もう1つ気になっているんですが、(案)の11ページに安心できる生活環境とありまして、ほかのところにも書いてあったと思うんですが、環境ホルモン等の話なんですけど、どうして水が汚れるのかというときに、ごみの最終処分場とか農薬、あるいは下水とか拳がっていたんですが、ちょっと狭いんじゃないかというのがあります。環境法の議論でいくと、現代の環境問題の特徴というのは農薬を使うとか下水の話とか、事業者が大規模な形で水を汚すという話ではなくて、それは古典的な意味での水を汚すという話なんですけど、現代型の環境問題の特徴というのは、ごく普通の人たちが普通に資本主義社会において生活をしていると自然と水を汚してしまうという問題があって、例えば毎日お風呂に入るときに入浴剤を入れるとか、洗剤を使ってお茶わんを洗うとかいうことそのものが環境問題であると。

そういうものについては十分な規制がなくて、何となく高度処理とかでやってきているわけですが、実際には漏れるものがたくさんありますし、「環境ホルモン」と称するものについても未知のものもあるし、本当にどのぐらいの害悪があるのかということも全然データもなく、漠然とした不安の中でいろいろあるんだろうと。その中でごく一部のものだけが規制の対象になっているというところがあって、水に特化しているならば、だからこそ人間の普通の生活、車に乗ることに環境税をかけるとか、そういう形で、ごく普通の生活をしている人間の行動に環境的なインセンティブをセットしてあげる必要があるのではないかと議論されていて、そういう意味でいいますと、ここで念頭にあるイメージが古典的なものにとどまっているというのがあります。水質の管理というのは従前の枠組みではとらえ切れない、非常に大きな話としてあるのではないかとことをつけ加えたいと思いますので、文章を上手に修正できるかどうかかわからないですけど、もう少しレンジとしては広めにとった方が、より大きな問題になってくると思いますし、私は美しさという言葉の中に水の美しさというのが広い意味で入ってくると思いますので、そ

ういう意味でも直していただくとありがたいなと思います。

【委員】 2つあるんですが、今の美しさのことですが、美とは何かというのはいろいろな議論があって、例えば環境倫理で一生懸命いろいろな発言をされているさんなんかは、美術の領域の、ここ数百年とまでは言っていないかもしれないけど、解釈、解説、ユニークさなんていうことを根拠にして語られる美というのはどんどん崩壊していくのであって、美の世界は自然主義の美に徹していくということを言い出していて、つまり自然そのままの美しさこそが勝利していくということを言うんですね。最近は大声で言っているかどうかかわからないですけど。私は、一時期はポストモダンの美というのがとてもはやって、川辺に川と全く違う変なものをつくると、とてもうれしくて美しいと思ったり、鶴見川のような川にイタリアとかなんかのような、石をがらがら持ってきて岩の川にすると、とても美しいと思う人がいたりしたもののなんですが、生態系の健全さとか、風土性とか、臭いんですけど、安らぎとか、そういうものを踏まえた、美を定義するのは困難だけれども、感性的なものだけれども、基調は生態系の健全とか風土とか安らぎを踏まえた中で追求されていくべきものぐらいは、河川局ぐらいは言うておかないとまずいと思うんですね。よそが違うことを言うのは僕がいいと思うんですが、河川局はせめてそう言うてほしい。本文の方にはちりばめられておりますので、美しい国土づくりの「・」のところにはぱっと書きちゃう方がいいと僕は思います。

それから、国土というのは単に空間ではなくて複合体というのですが、僕は理論的には複合体というのが正しいと思うんです。通す気は全然ないんですけど、空間でいいですけども、例えばランドスケープとは何かというときに流域をいろいろ定義するんですが、地形で流域というのは表面水が集まってくる地べたのくぼ地だという一番単純な定義、そこに動植物の世界が入っている、それまで含めて流域という。あるいは、そこに人間の暮らしまで入れて流域という。そうやって積み上がっていくわけですが、文化と自然と暮らしを統合して考えるような人たちの間では、流域というのはその流域の枠組みの中でできる文化まで入れたコンプレックスと考えるのはそんなにとっぴなことではなくて、環境をいかにしてコントロールしていくかというときに、空間をコントロールするというふうにこわばった瞬間に我々は対象を見失う。そうじゃなくて、例えば多摩川をよくしようと思ったら多摩川の流域の文化みたいなものを実はつくらなければいけなくて、多摩川と、多摩川の上に成立するいろいろな文化のコンプレックスをコントロールしやすくしていくと美しい多摩川が見えてくる、美しい川筋ができ上がってくる、どうもそういうことのようにだという理解が今の空間やなんかをコントロールする議論の先端だと思うんです。そこを「空間」と戻しちゃうと、空間をはかれるのかということになってしまって、またもとに戻ってしまうということがあると思うんです。

ただ、「複合体」と言ってしまうと意味が通るかということ、まだまだそういう議論は一般化していませんから、「空間」という表現でもいいのかなと思いますが、何が正しいかということ、どなたがお書きになったかわからないですが、「複合体」という切り口をつくるのが理論としては正しいと思っています。

【委員】 美しさが議論になっていますが、人間でも、外見の美しさとか心の美しさというのがあるんですね。ここで言う「美しい国土」というのは、もちろん景観も含めた外見的美しさとか、もう1つ内面的な美しさ、それが今言われた生態系の健全性であるとか水系

の健全性ということを含んでいるととらえたいような、私はそんな気がするんです。まだこれでも抽象的かもしれませんがね。

それから、「安全で安心できる国土づくり」の中にぜひ入れていただきたいと思うのは、森林の環境保全とか森林の育成、こういったものが効果的な治水対策を実施する上では非常に大切なのではないか。森林の保水力、これは当たり前の話ですが、水系の維持に非常に重要なことでもありますし、ぜひこの項目は入れていただきたいという希望でございます。

【分科会長】 ほかにどなたか御意見ございますか。

【委員】 先生が言われたことと重なるんですが、さっきからずっと考えているのですが、美しさというものだけではなくて、この時代にこういうことを書くということであると、この時代の人、本質的なものや実質的なものにしか動かないと思うんですね。川における本質って何かというと生態系とか水系ということなんで、その辺は思い切って言ってしまうと結構これはいいのではないかと思います。「今」ということであると、人の心に響くのは本質とか実質だと思うんですね。いたずらに装飾的なものやアーティスティックなものはむしろ「まやかし」と受け取られる時代だから、今ここで書くなら、この時代の指標としては川の本質、実質を見据えたというところに行った方が説得力もあるし、コミュニケーションとしても通じるような気がいたします。

【委員】 さっき さんがおっしゃったように、こういう国の委員会があるというのは僕は想像もしていなかったですけど、こういうおしゃべりをして大丈夫であればもうちょっとしゃべりますが、 さんは親しんでいらっしゃると思うのですが、レイチャル・カーソンという人がいまして、環境教育の聖者みたいな扱われ方をしているのですが、彼女のテーゼの中に、地球の美と神秘の中に住まう者は孤独になることもないし元気を失うこともないというような宗教的な信念があるのですが、「美と神秘の中に住まう」というのが多分これからの環境文化育成の中心だと思うんですね。カーソンはそれを別の表現で、それぞれの暮らしを「大地と水と大気とそこに住む生き物の影響の下に置く、そういう人は」という表現をするんですが、これはとても深いものがあるって、我々が「美」という言葉で一生懸命つかもうとしているものというのは、表現を変えると内在的な価値、それをほめると幾らもらえるかということではなくて、それを見て本当にうれしいと思うようなもの、そのことを言っているようだ。「美」という言葉が的確かどうかはわからない。実はもっと的確な言葉がこれから何百年かの歴史の中で出てくるかもしれない。

そういう領域だと私は思っています。

その本体は何か。例えば、うちのお母さんは八頭身じゃなくて五等身だけれども、子供にとっては美しくて美しくてしょうがないというお母さんがいるわけですね。そういうものを大事にする美というものに世の中が変わってくるはずだ。世界じゅうの美人を並べてだれが何等身とやるのはもう古い美であって、そうじゃない、本当に安らぎがあって大好きという、そういうものなんだと思うんですね。空間にとって美というのは何なのかというと、自分はここで生まれて育て、転勤でもなければ自分の子供もここで育て、ここで墓をつくって、100年未来もここで安心して楽しく暮らしていける場所を定めるとそこが光輝いてくる。抽象的にしか言えませんが、それが美の本質で、そこへずれてくるんだと思うんです。

そうではない美、言うとはめられる美というのが実はあって、理論からいうとこれとこれとこれは新しい美であって、次はこういうことをやらないと美ではないんだという美があって、そういう美をずっと人は追いかけてきたんだけど、ちょっと違うんだと思うんですね。

そういう意味でいうと、「美しい国土」というのは、この列島の中に我々は穏やかに、子孫もずっと暮らして死んでいこうという文化ができてくると、この列島の素材から輝き出してくるもので、多分それは川とか流域とかいう構造が基本的に背負うしかないんだと思うんですね。　　さんはいいことを言ってくださって、生態系の健全とか水系の健全とか、どう表現するかはいろいろですが、安らぎとかいうことの中で考えられる美というふうに規定してしまうのが河川局風だし、僕はよく言うんだけど、河川局が頑張らないと国土の安全とか美というのではないと思っていますので、河川局の突っ張り方としてはふさわしいのではないかなという気がします。

【委員】　せっかくほめてくださったのに悪いんですけど、やっぱり五等身は五等身なんですよね。それもちろんとわかってなくちゃいけないで、我が母親を美しいと思うのは一種精神論で、ここでは精神論は持ち込まない方がよくて、五等身は五等身だし、不細工な人は不細工なんですよ。

今の　　さんの話、一人一人の美がみんな違うという前提に立つとまとまらなくなりますよね。その時代時代に美しさというものは、女の人の美しさに関しても随分違ってはいますが、五等身でも「オラのおっかさんだから美しい」というのは入れない方がいいと思うんです。それを入れると混乱するから、　　さんが勝手にそう思うのはいいんですけど、だめなものはだめというか、八頭身の方がプロポジションとしては美しいということは冷静に見ておかないとだめだと思うんです。

【委員】　反論があるんで……。例えば鶴見川は何等身かというのと、鶴見川の素材が持っているのは五等身かもしれないですね。我々の課題は一番美しいお母さんをつくることではなくて、例えば　　さんのお母さんは変えられないわけだから、　　さんのお母さんをいかに美しくするかということで、お母さんをほめるとお化粧もしてくれて美しくなるじゃないですか。そういう話をしているんですね。人間の中には、自分が内在的に価値を感じるものは一生懸命ケアして、その素材なりに一番よい形にしていこうと努力する本質がある。その本質は人間はホモサピエンスとして共有している。僕は動物学者でありますので、そういうふうに確信しているところがあって……

【委員】　私は共有していないと思うんですよ。

【委員】　しています。後でゆっくりやりましょう。ローレンスとかからちゃんと語ると共有していることがわかって、別の機会にさせていただきますが、共有しています。

【分科会長】　もうまとめなければいかん時期にきているわけなんで、私も、これどうやってまとめるんだろうかと思っているんですが、いろいろな御意見をお聞きしましたし、美の問題についても、私が見聞しているところでは、ここ五、六年ぐらいですか、川にはロマンがあるといいまして、国土交通省の他の行政分野の人たちから大分うらやましがれているんですよ。昔は、私がおった都市局、都市計画にはロマンがあるようなことを言っていたんですが、都市計画屋さんが最近ぱったりロマンがなくなったとこぼしているわけです。都市開発といっても機能に重点を置くようになってロマンがなくなったと。むしろ川

にロマンがあるという随分うらやましがっていましたね。

ここ数年来の河川行政の展開というのが、「美しい国土づくり」というテーマが諮問されるぐらい、そういう議論が出てもおかしくないような印象を皆さんが持ってきているんだと思うので、この際まとめなければいけませんので、忙しい皆さんにもう1回集まっていたくわけにもいきませんので、分科会長に後の取りまとめは御一任願うという御賛同をいただいた上で、起草委員の方とも御相談いただき、皆さんからもきょう述べ足りなかったところについて御意見を出していただいで取りまとめたいと思いますが、いかがなものでしょう。

よろしゅうございましょうか。

では さん、また頼みます。

【委員】 取りまとめさせていただきますので。

【分科会長】 しかし、さっき がおっしゃったように、五計をやるとかやらんとかいうのは形式的な話であって、今の時期に向こう5カ年間に何兆円投資するという計画をつくるのにどれだけの意味があるかという気もしないでもないけど、しかし、どういう方向で今後の河川行政を展開するかというのは、法律があるうがなかろうが当然やらなければいかんことですよね。そういうお役に立てればということだと思っんですけどね。

そういうことでよろしゅうございましょうか。

【委員】 「美しい」という言葉で皆様がお話しして、非常にいいと思っんですけどね。なぜかという、今までずっとやってきた河川行政の中で、時代の要請がちょっと変わってきたことの反映ではないかと思っんですけどね。明治以来、戦後もそうですけど、バブルが崩壊するまで日本人はずっと突っ走ってきて、そういった大きな流れの中で「美しい」という言葉でちょっと考え直してみようかということで、都市もどこもみんな入ってきているという社会状況がある。

私は、個人的になんですが、落ちついた品格のあるたたずまいといったものを美しいと思っ、今まで余りに突っ走ってきて、治水でも利水でも、いろいろなことをやってきたことについて、ちょっと落ちついて物を考えてみて、何兆円をただ入れるだけではなくて方向性を考えてみたらどうかという意味でとらえたら、「美しい」ということもとらえられるかなという感じがして、まして、「美しい」という言葉が入った方が僕もいいと思っし、そのとらえ方としては、世の中全体が回ってきている、その上に立った河川行政を示せという諮問のように受けとったんですが、そんなような感じで私もとらえておりました。

【分科会長】 いろいろ御意見を引き続きお願いしたいと思っますが、事務局の方で、「中間とりまとめ」を締めくくらないければならぬので、作業をお願いしなければならぬので、特に何かございましょうか。

【事務局】 非常に御熱心に御議論いただきましてありがとうございます。きょう十分御発言できなかった点、あるいは後ほどお気づきになられました点につきましては、来週中ぐらいいまでに事務局までお寄せいただきたいと思っます。その上で分科会長と起草委員の方々と御相談して「中間とりまとめ」をまとめたいと思っます。

その後の予定でございしますが、でき上がりました「中間とりまとめ」につきましては、今後パブリックインボルブメントを行い、国民からの声をいただいた上、9月以降、河川

分科会で「中間とりまとめ」以降の方向について御議論をいただきたいと考えております。よろしくお願いいいたします。

【分科会長】 そういう運びにしたいと思っておりますので、御了解をお願いいたします。

本日の議事録につきましては、内容について各委員の御確認を得た後、発言者氏名を除いて、国土交通省大臣官房広報課及びインターネットにおいて一般に公開することといたします。

【分科会長】 本日予定された議題は以上でございますが、今お配りいただきました災害情報、御説明ありますか。

ではお願いします。

【事務局】 でございます。台風6号による被害の状況等について災害情報で簡単に御説明をさせていただきます。

台風6号は、昨日、紀伊半島の南海上に接近いたしまして、東海道沖を進み、本日未明、房総半島を通り東北地方沿いの海上を北上いたしました。台風の接近に伴い、東北地方から日本海側にかけて停滞しております梅雨前線の活動が活発化し、また台風本体の雨域がかかってまいりまして、東海地方から関東、東北、北海道と非常に広い範囲で激しい豪雨が降りました。各整備局は9日から順次、台風の影響状況に応じて注意体制、警戒体制、非常体制に入りまして、中部地方は昨日の朝9時に非常体制に入り、現時点では警戒体制に1ランクおりておりますが、一方で台風の北上に伴い東北地方が非常体制をとっているといった状況でございます。

台風による被害の状況であります。人的な被害あるいは住家の被害等は、消防庁取りまとめが、昨日の数字であります。死者・行方不明者が2名、住家の被害が約750戸ということで、昨日夜の段階でありますから東海地方を中心とした被害の状況であります。また避難勧告が岐阜県、福島県でかなり広い範囲に出されました。岐阜県では1万6,000人、福島県では郡山市で6万5,000人ということで、全国で3万3,000世帯、9万3,000人以上の方に対して避難勧告・指示が出されております。

国土交通省の対応でございますが、2ページでございますが、被害の大きかった中国地方、関東地方、東北地方で災害対策用のヘリによる被害状況の把握、あるいは自治体の要請を受けて照明車、ポンプ車等の派遣をそれぞれ実施いたしております。

洪水の状況であります。2ページの下に書いてございますが、洪水予報河川、16の河川で注意報、警報等が順次発令されました。また直轄河川の水位の状況であります。3ページでございますが、本日の11時30分現在で危険水位を超えている河川が阿武隈川、北上川、那珂川、3水系3河川であります。また計画水位を超えている河川は14水系34河川という状況になっております。

さらに、6ページでございますが、ダムによる洪水調節を実施いたしました。既に洪水調節が終了したもの、実施中のものを含めて6ページから8ページにかけて記載しておりますが、70のダムで実施もしくは終了しているという状況で、洪水カットに努めたところであります。

8ページに土砂災害の状況をお示ししておりますが、九州から東北にかけて36カ所で土砂災害が発生しております。

この台風の影響で高速道路、鉄道、航空あるいは海上交通等、輸送機関にも非常に大きな影響が出ております。9ページ以降その状況をお示ししておりますが、説明は省略をさせていただきます。

今回の豪雨に伴う具体的な被害状況については、各県あるいは直轄において調査中の段階でありまして、これからふえてくるのではないかと考えております。台風は今後北海道の方に参りますが、北にある高気圧に進路を抑えられる形で速度が相当落ちてくると考えられておりまして、東北の北部あるいは北海道では今夜、あるいはあすの早朝にかけましてさらに被害が予想されるということで、引き続き警戒体制をとっているところであります。以上でございます。

【委員】 私、夕べからNHKのラジオでずっと台風の解説をやっていまして、2時間しか寝ていないんで寝不足なんですけど、それはいいとして、いろいろ感じたのは、1つには岐阜県の西濃地域は大体500mm降っているんですね。500mmといいますが、おととの東海豪雨のときには507mm連続雨量ですから、それに匹敵する。それにもかかわらずよくあの程度の被害で済んだという印象です。きのうにも電話でお話をしたんだけど、西濃地域の越美山系のあたりというのは1891年の濃尾地震のときに大変な山地災害が起きていて、至るところで斜面崩壊が起きて、それ以後ずっと後遺症が続いていて、昭和40年のときにも集中豪雨で被害が出るぐらい、七十何年たってもそういう状況だったんで大変心配したんです。ところが今のところ大きな土砂災害が出たという報告がありませんので、今お調べに行っておられると思いますが、ひょっとすると最近さまざまに展開されてきた砂防施設が功を奏したのなかと。それだったら砂防堰堤などの効果が実証されたことになるかなと、そんな期待も持っております。

それからもう1つ、郡山市がきょうはいち早く避難を決めました。郡山市というのは危機管理が実に見事でして、88年の8月の終わりでしたか、あの地域は大豪雨がありましたが、そのとき既に郡山市はハザードマップをつくっておりまして、ハザードマップに基づいて住民の避難を行って危機管理に結びつけたという実績があるんで、今回もそれを繰り返したという点で、ここは1つのモデルになるのではないかと思います。そんなところをちょっと補足させていただきます。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、本日の河川分科会はこれで終了させていただきます。長時間ありがとうございました。

【事務局】 どうもありがとうございました。

最後に、よりごあいさつを申し上げます。

【事務局】 委員の先生方、大変お忙しい中、私どもの河川分科会のために貴重なお時間と貴重な御意見を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

ただいま委員からもありましたように、今回の台風でも西濃で500mm降ったわけですが、大垣等で内水の被害はありましたが、大被害はなかったと。結果的に根尾川、揖斐川から水が出たわけですが、揖斐川の上に小さなダム、横山ダムというのがありまして、そのダムの存在によって揖斐川の基準点の万石というところでピークのときで約70cm、最大で、ピーク外れですが、90cm水位を下げているということがございます。

また、委員がおっしゃったように、砂防の効果も非常に大きなことがあると思います。

きょう「安全で美しい」という、私もずっと先生方の御意見を聞いていたわけですが、私ども河川行政をやっている立場から見ると「安全で美しい」というのは非常にリアルな言葉でして、と申しますのは、私どもは災害が起きないようにやっているわけですが、世の中にとって、特にマスコミ報道においては、起きなかったことはないということなわけです。私どもは起きないようにしているわけで、これは下部構造を整備している私どもの宿命だと認識しております。だからもっと下部構造を見てくれということではなくて、私どもは安全を確保していくことが宿命で、安全を確保すればするほど存在感がフェードアウトしていくということは認識しております。

ただし、本当にそれで国民のためにいいのかなと。河川というのはそうじゃないよ、もっともっと危ないところがあるんだよということをやっていくためにはどうしたらいいのかなというときに、ずるい言い方かもしれませんが1つのテクニックとして、下部構造の上に立つ上部構造としての文化、歴史、環境、アイデンティティーという言葉もありますが、下部構造の上に上部構造の活動があるはずだということで、象徴的な言葉として「美しい」という言葉を今回先生方の中で、また私ども議論したわけでございます。これがどういう概念なのか、全く私どもはとらえておりませんが、上部構造だと国民が参加しやすい。なかったことじゃなくてあったことなわけです。「美しい」という概念は非常に幅広いわけですが、国民にとってはリアルなんで、私どもにとってはちょっとイリュージョンかなと思いつながりながらおつき合いしている部分があるんですが、国民にとっては非常にリアルな上部構造において彼らとおつき合いすることによって下部構造のことを少しわかってもらうかと。ほとんどミニコミの世界ですが、わかってもらうしかないのかなという1つの行政手法として「安全で美しい」という、下部構造だけではなくて上部構造のことを言ってみて、これから河川行政を、世の中にこれで打って出してみようかなという挑戦だと認識しております。

その思いだけが先走っておりましたが、先生方のさまざまな御意見で内容が肉づけされまして、少し自信ができました。絶対「美しい」は入れるべきだという先生方の御指摘で非常に自信ができましたので、より国民にわかりやすい部分、そしてそれを支えている下部構造は何があるのかということもきちんと踏まえて、これから河川行政に向かっていきたいと考えております。本当に難しいテーマというか、事務局がデータを出せない部分がありましたこととお許し願ひまして、先生方の貴重な御意見、心から感謝を申し上げます。私のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

【事務局】 本日は長時間どうもありがとうございました。以上で分科会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

3. 閉 会